

# 改正点を網羅的に理解したい人のための 第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Kan Touei



本連載の第1回は、2014年5月1日から施行される「第三次改正中国商標法」のハイライトについて紹介する。



## 1. はじめに

2013年8月30日、第三次改正中国商標法（以下、改正商標法）が公布された。改正商標法は2014年5月1日から施行される。

商標法の改正検討に関する作業は2003年から開始されており、実際に改正されるまで、実に10年もの歳月を要した。ここ数年、筆者らは、実務家として改正商標法案の細部に注目し、改正案に関する講演や執筆を日中両方の視点から行ってきた。

本稿の執筆時点（2013年10月30日）において、下位の法令で商標実務を理解するために重要な商標法実施条例の改正についての検討が進められている。

同条例は、ブロックごとに分けて改正案の検討がなされているようである。そのため、いつの出願日の商標から改正法が適用されるかといった基本的事項等についても現時点では明らかにされていないが、本稿の連載中に同条例案の最終版が出ることが予想されるので、随時、最新の情報をお届けしていきたい。

## 2. 改正のハイライト

### （1）案件処理期限の設置

本改正で画期的だったのは、主要な手続きについて条文に処理期限を設けた点である。

中国はマドリッドプロトコル加盟国である。同条約の規定上、「国際登録日から18カ月以内に最初の審査通知を行わなければならない」という制限があるが、本改正ではそれをさらに進め、出願から予備的査定（商標局審査官の審査完了時に出される査定のこと。予備的査定後に異議申立期間が開始する）までを9カ月以内とする規定を設けた（改正商標法28条）。

現在、出願された商標は予備的査定までに約1年かかり、異議申立てがなされた場合は登録までに4～5年を要するケースも見受けられる。

本来、商標登録は事業を展開する前に行うことが望ましいが、審査が長期化すると事業展開が遅れるなど、商標登録が事業の足枷<sup>あしかせ</sup>になることがあり、審査期間の長期化問題に対しては国内外からの批判が少なくなかった。

そこで今回の法改正では、商標登録までの期間短縮化を実現するとともに、表1のとおり、関連する手続きの早期決着を図るための案件処理期間が設けられている。

表1 改正商標法における案件処理期間

| 審査／審判の内容        |                             | 期間   | 延長可能期間 | 改正法条項 |
|-----------------|-----------------------------|------|--------|-------|
| 商標登録出願から予備的査定まで |                             | 9カ月  | —      | 28条   |
| 拒絶査定不服審判        |                             | 9カ月  | 3カ月    | 34条   |
| 異議申立申請の審理       |                             | 12カ月 | 6カ月    | 35条   |
| 被異議申立人が提出した審判   |                             | 12カ月 | 6カ月    | 35条   |
| 無効審判            | 10～12条違反、または不正登録            | 9カ月  | 3カ月    | 44条   |
|                 | 13条2項、3項、15条、16条1項、30～32条違反 | 12カ月 | 6カ月    | 45条   |
| 3年不利用取消請求の審理    |                             | 9カ月  | 3カ月    | 49条   |
| 登録商標取消不服審判      |                             | 9カ月  | 3カ月    | 54条   |

なお、審査で拒絶と判断された場合の応答期間が15日と短いことに対しても国内外から批判が多かったため、改正の草案では応答期間の引き伸ばしも検討されていたが、今回の改正では見送られた。審査の早期化に重点が置かれた結果だといえる。

## (2) 商標構成要素の追加

改正商標法において「非伝統的商標」の保護が追加されたことも注目すべきポイントの一つである。ここ数年、日本でもこのテーマについて、改正の可否が検討されている。

現行商標法では、「商標は視覚的に識別可能な標識である」とされており、文字、図形、色彩、三次元商標（立体商標）が保護対象であるが、改正商標法では、現行法の“視覚的”という制限を外し、音声商標も保護対象に含めることになった（改正商標法8条）。

なお、出願方式や音声商標の定義、審査基準などは明らかになっていない。

## (3) 出願人の手続きの利便性向上

現行商標法では、マドプロの場合を除き、「商標出願に際しては一区分ごととに別々の出願を行わなければならない」と規定されていたため、国内外から多区分制の導入を求める声が多く寄せられていた。そこで改正商標法22条において、一つの出願で多区分の指定商品を指定できるように、一出願多

区分制度の導入が規定された。

中国において商標権を取得したい日本企業にとっては、手続きや管理が簡便になるだけでなく、コスト削減にもつながる朗報だといえよう。

また、改正によって、現在は実験的に行われている電子出願の手続きが、全面的に導入されることになる。

この全面導入に先立ち、2013年10月1日から商標出願における印紙代の引き下げが行われている。

## (4) 馳名（著名）商標制度の是正

2001年に施行された第二次改正中国商標法に伴い、馳名商標制度が導入された。日本にはない制度である。

同制度は、商標紛争事件において、従来公衆に広く知られた商標を十分に保護し、他人による模倣やただ乗りなどの不正競争行為を防止し、消費者の混同・誤認の回避を図ることをその目的とするものである。

しかし、同制度の運用において、一部の権利者は、その商標が馳名商標であるという事実をもって、その商品またはサービスの品質が国から認可されたかのように宣伝する行為を行ったため、消費者の誤解を招いていた。

今回の法改正では、こうした問題を是正することが目的として掲げられており、馳名商標の認定（馳名商標に該当するか否かの判断）は、当事者の請求によって初めて行われるものとさ

れ、商標局、商標評審委員会および裁判所は自ら馳名商標の認定ができないと規定している（改正商標法14条）。

これまで司法解釈や部門規程で規定されていた内容が、明文化されたのである。改正商標法では、このように完全に新しい規定を設けるだけでなく、商標法実施条例や司法解釈または部門規程などで規定されていた内容が商標法に昇格したものも少なくない。

また、馳名商標の認定は、商標の審査、争議の処理、商標権侵害案件の処理、商標の民事訴訟および行政訴訟事件の審理において行うことができることを法律上、明らかにしている。

さらに注目すべきは、改正法施行後、馳名商標をうたった宣伝・広告が禁止されるようになり、違反した場合には罰金対象となり得ることを規定した点である（改正商標法14、53条）。

これまで中国ではCMや紙媒体での広告に馳名商標と表示したり、製品自体や包装・包装容器に「馳名商標」と

表2 馳名商標認定件数の推移

| 年    | 件数   |
|------|------|
| 2006 | 278  |
| 2007 | 197  |
| 2008 | 230  |
| 2009 | 390  |
| 2010 | 682  |
| 2011 | 874  |
| 2012 | 1298 |

※ <http://www.hc955.com/tjsj/2013/0326/1697.html>より

表示することが広く行われてきたが、今後はこうした行為が禁止される。

中国でこのような宣伝活動等を行っている日本企業は、改正商標法の施行日までに「馳名商標」の表示を外す必要がある。なお、この点の改正は知的財産の問題というより、広告規制の分野に該当するような内容であり、商標法がこういった事項に踏み込むことについては激しい意見の対立があった。

### (5) 異議申立制度の整備

今回、異議申立ての手続きフローを含む大幅な改正がなされている。

現行法では、いかなる者も法に定められた理由であれば特に制限なく、商標局に対して異議を申し立てることができることとされていた。

また、商標局の異議申立ての決定に不服であれば、商標審査委員会に対して審判の請求が可能で、その審判に不服であれば、裁判所に行政訴訟を提起することができることと規定されていた。

さらに現行法では、① 商標局審査官による異議申立ての審査、② 商標審査委員会(日本でいう審判部)での審理、③ 第一審(行政訴訟)、④ 第二審(行政訴訟)という、最大で4つのステージで争うことが可能であった。

なお、異議申立ての結果に対する不服審判は、いずれの当事者も可能であった(日本の場合、異議申立ての決定に対する取消訴訟は、商標権者側のみ行うことが可能)。

以上のように、現行法では、審査・審理案件の滞留の問題があったうえに、4つのステージで争うことが可能であり、しかも不服申立てはいかなる者も可能であったことから、異議申立ての決着までには必然的に長期間を要することになり、商標の早期権利化が図れないという問題があった。

そこで改正商標法では、次の理由の場合、異議申立者を先の権利者と利害関係人に限定している。

- ① 馳名商標(13条)、② 代理人に

よる出願、業務取引関係者による出願(15条)、③ 地理的表示(16条)、④ 他人の同一類似商標(30条)、⑤ 先願主義(31条)、⑥ 先の権利との衝突、先使用商標の不正登録(32、33条)。

なお、国旗等(10条)、識別力欠如(11条)、機能的立体商標(12条)については、従来どおり、いかなる者でも異議申立てを行うことができる(改正商標法33条)。

また、商標局で異議申立てが成立した場合、被異議申立人は商標審査委員会に審判を請求することができるが、異議申立てが不成立の場合、商標登録がなされることとなった。異議申立人は、商標登録の決定に不服がある場合、別途、無効審判の請求をすることはできる(改正商標法35条)。

改正後も付与前異議申立制度は維持されるため、異議申立ての決着までにある程度の時間はかかるものの、案件処理期限の徹底をはじめとした一連の法改正と異議申立てに関する上記改正により、商標登録までに要する期間の短縮につながると同時に、登録までの期間の先延ばしを目的とした異議申立ての抑制が期待できる。

全体として審査の早期化の実現が見込めるであろう。

### (6) 商標権保護の強化

今回の改正では、侵害行為の種類を追加など、商標権の保護が強化された。

表3 改正前後の異議申立制度に関する対比

|                    | 現行法                      | 改正法                                       |
|--------------------|--------------------------|---|
| 異議申立人              | いかなる者                    | 先の商標権者、利害関係人(商標法10~12条に該当する場合、いかなる者)(33条) |
| 異議申立理由             | 改正により、一部変更あり(33条)        |   |
| 異議申立期間             | 予備的な査定が公告されてから3カ月以内(33条) |   |
| 決定・決裁              | 当事者のどちらの主張が成立するか判断       | 当事者のどちらの主張が成立するか判断した後、登録するか否かを判断(35条)     |
| 申立人が決定に不服がある場合の手続き | 申立人による審判可                | 申立人による審判不可。ただし、無効審判は可能(35条)               |



具体的には、侵害行為に対して故意に便宜を図る行為、すなわち、他人の侵害行為を幫助する行為についても商標権の侵害行為とみなす規定を導入している（改正商標法57条）。

また、改正商標法63条では、損害賠償額に関して、悪意をもって商標権を侵害し、その状況が深刻であった場合、商標権者が被った損失額、侵害者が獲得した利益、またはライセンス料の3倍以内で損害賠償額を認定することができるとした。さらに、現行法で定めていた50万円の定額賠償額を300万円にまで引き上げた。

これらに加え、商標権侵害案件において、権利者の立証責任を軽減するような改正が行われている。

具体的には、権利者が立証を尽くした場合、商標権の侵害者に対し、侵害行為に係る帳簿や資料などの提出を裁判所が命じることができる旨の規定が同条に設けられた。

### （7）悪意による商標登録の禁止

中国では、業務の関係で知った他人の商標を登録したり、他人の馳名商標を企業名にするといった類いの紛争が頻発している。実際にこうした被害に遭った日本企業も少なくない。

そこで今回の改正では、悪意の登録や馳名商標のただ乗り行為を防止するために現行法よりも明確な規定が設けられた。具体的には、業務関係などを

通じて他人の商標を知ったうえで、その商標を登録することを禁止する規定を設けている（改正商標法15条）。

また、他人の馳名商標を企業の商号としてはならない（改正商標法58条）、さらに、商標権を有していない場合であっても、一定条件下において、先に商標を使用する者の権利を保護する規定が設けられた（改正商標法59条）。

### （8）商標代理事務所への監督強化

日本の弁理士制度とは異なり、中国の特許代理人の業務範囲には、商標が含まれていない。過去には、商標代理人の制度があった時期もあるが、現在は廃止され、機構（企業）が所定要件さえ具備すれば商標代理業務を行う資格が与えられる制度となっている。

そのため商標代理業務を行う事務所が年々増えており、依頼人とのトラブルも増加傾向にあるといわれている。

その対策として改正商標法19条では、商標代理事務所が誠実・信用の原

則に従うように、法律の順守と依頼人に対する秘密保持義務について、明確に規定している。また、商標の登録に関して「依頼された商標が商標法に規定された登録できない事項に該当する場合、それを依頼人に告知しなければならない」ということを商標代理事務所に義務づけた。

さらに、商標代理事務所は、悪意をもって他人の商標を登録してはならないとし、他人による商標の悪意登録の案件を受任することもできないとした。

商標代理事務所が違法な行為を行った場合、商標局や商標評審委員会は、当該事務所の手続きを受理しないことを決定できる（改正商標法68条）。

## 3. おわりに

今回の改正商標法は、ここまで紹介した項目の他にも、注目すべき点は多い。次号以降の連載では、改正された各条文の詳細について解説していく予定である。

**森 智香子** Sun East知的財産事務所 所長・弁理士  
早稲田大学非常勤講師。平成25年度日本弁理士会意匠委員会副委員長。農林水産省地理的表示保護制度研究会委員。「発明」「知財管理」「China IP」等における執筆多数。発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。WIPOのマドリッドワーキンググループにオブザーバーとして参加するなど、国際的に活躍している。  
【連絡先】〒140-0061 東京都中央区銀座2-12-3 ライトビル5F info@suneast-ip.com

**韓 登啓 (Kan Touei)** チャイナ(華夏)正合知識産権代理事務所所長／中国弁理士／工学博士  
長年にわたり、特許および意匠出願業務に携わり、数多くの侵害事件、無効審判事件および、審決取消訴訟事件の代理人として活躍している。特に、「小型二輪車」意匠権審決取消訴訟二審逆転勝訴事件は、中国意匠審査基準に影響を与えたとして高く評価されている。  
【連絡先】〒100044 中国北京市西城区西直門外大街1号院西環広場2号楼17階C5室  
Tel.(86)10-5830-1655 (代表) http://www.czipa.com